

## 令和5年第3回定例会（9月議会）所管事項審査関係資料

令和5年9月11日  
総務部

### 【所管事項】

行政経営課	令和4年度内部統制評価報告書について	・ ・ 1
行政経営課	行政改革の取組方針（令和4～7年度）の令和4年度の評価について	・ ・ 2
財政課	令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について	・ ・ 6
税務課	不動産取得税の課税期間の超過により課税できなくなった事案について	・ ・ 8

# 令和4年度内部統制評価報告書について

行政経営課

## 1 内部統制制度の趣旨

地方自治法の規定により、事務上のリスクをコントロールし、組織としての事務の適正な執行を確保する。

## 2 評価報告書の作成等

実施状況について、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出・公表する。

## 3 評価の概要

区 分	規定等の整備面	事務の運用面
全庁的な内部統制	不備なし	① 決裁者の印鑑を不正に使用して支出命令手続を行った。 ⇒ 県の信用を失墜させたことから、 <u>重大な不備に該当</u> ② 施設管理に関する台帳等の情報が不十分で事務ミスが発生した。 ⇒ 施設を適切に管理せず、不適正な支出を行ったことから、 <u>重大な不備に該当</u>
業務レベルの内部統制	不備なし	① 施設管理に関する台帳等の情報が不十分で事務ミスが発生した。 ⇒ 施設を適切に管理せず、不適正な支出を行ったことから、 <u>重大な不備に該当</u> ※上記②と重複
評 価	有 効	<u>有効でない</u>

## 4 監査委員の意見

令和4年度における内部統制は有効に運用されていないとした判断は、相当である。

## 5 今後の取組方針

- (1) 決裁者の印鑑を不正に使用した支出命令 ⇒ 職員に対して規範遵守を徹底させる取組を実施
- (2) 対象施設を取り違えて発生した事務ミス ⇒ 施設管理に関する台帳等に記載する内容を見直すなどの再発防止策を実施予定

行政改革の取組方針（令和4～7年度）の令和4年度の評価について

## 行政改革の取組方針（令和4～7年度）の令和4年度の評価について

### 1 令和4年度の評価結果

取組方針に掲げる各取組（全20項目）について評価を行った結果、A評価13項目（65%）、B評価5項目（25%）、C評価2項目（10%）となった。

（評価の内訳）

改革の柱・取組名	項目数	令和4年度評価結果		
		A	B	C
<b>I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進</b>				
1 県民の利便性の向上	6	5	0	1
2 効果的・効率的な業務の遂行	6	2	3	1
<b>II 官民対話の更なる促進</b>				
1 官民による双方向対話の促進	4	2	2	0
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	4	4	0	0
計	20	13	5	2

【評価方法】各所管課において、取組の実施状況及び目標に対する実績を踏まえ評価を実施

【評価結果】A：概ね順調 B：一部改善の余地あり C：要改善

### 2 外部有識者からの意見聴取

取組の着実な推進を図るため、次の観点から選定した3つの取組について、外部有識者から意見を聴取。

#### 【選定の観点】

- 1 重点的に推進する必要があるもの
- 2 県民の関心が高いと思われるもの
- 3 目標達成に向けて改善が必要であるもの（評価が低いもの）

### <各取組に対する主な意見>

①	I 1 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	評価	C
---	---------------------------------------	----	---

- ・ 現金で支払った場合と同様に、キャッシュレスで納付しても領収書が発行されるなど、デメリットがないようにすればキャッシュレス納付の更なる普及拡大が期待できると思う。

②	I 2 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	評価	B
---	--	----	---

- ・ 県では幅広い業務に従事することから、目標達成のためにはリスクリングが鍵になると思う。

③	II 1 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	評価	B
---	---------------------------------	----	---

- ・ 幅広い世代に情報を伝えることも重要であるが、ターゲットを広くすると情報がぼやけてしまったり、伝えたいところに伝わらないことがあるため、それぞれの世代に合った情報発信も必要になると思う。

### 3 今後の対応

- ・ ウェブサイト（美の国あきたネット）で評価結果を公表（行政経営課）
- ・ 評価結果や意見、取組の進展等を踏まえ、取組の内容及び目標数値を見直し（各所管課）

「行政改革の取組方針（令和4～7年度）」の令和4年度の評価結果一覧

改革の柱	取組項目	取組名	目標		評価結果	所管課	
		取組内容	(参考)策定時の状況	最終目標等			
I 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) DX推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化					
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合（見直し手続数/法令等による存続を 除く手続数）	書面：59.6% 対面：54.5%	書面・対面ともに 100%	A	行政経営課
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合（法律要件等を除く）	—	50%	A	税務課
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入					
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	100%	C	会計課
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	—	19,400件 （自動車税） （個人事業税） （不動産取得税）	A	税務課
	2 効果的・効率的な業務の遂行	1 業務改善の推進	(3) 公共施設におけるサービス改善の推進				
			① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	65施設	A
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	21施設	A	行政経営課
		2 効果的・効率的な業務の遂行	1 業務改善の推進	(1) 業務改善の推進			
① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計）			—	600件 （1班1見直し）	B	行政経営課
② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数（毎年度0件を目指す）		1件 ※R2年度実績	毎年度0件	C	行政経営課	
2 効果的・効率的な業務の遂行	(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備						
	① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施		成長を実感している職員の割合	66.3%	75.0%	B	人事課
② 多様な人材が活躍できる職場づくり	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合		65.2%	75.0%	B	人事課	
2 効果的・効率的な業務の遂行	(3) 県・市町村間の協働の推進						
	① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	県・市町村協働政策会議等の開催回数（R4～7年度累計）	5回	16回	A	市町村課	
	② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）	16処理区 ※R2年度実績	29処理区	A	下水道マネジメント推進課	

「行政改革の取組方針（令和4～7年度）」の令和4年度の評価結果一覧

改革の柱	取組項目	取組名	目標		評価結果	所管課	
		取組内容	(参考)策定時の状況	最終目標等			
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進					
		① 広報媒体の特性を生かしたメディアミックスによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注1	65.1%	70.0%	A	広報広聴課
		② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注2 イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 25.0% イ 127,000	B	広報広聴課
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進					
	① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	160回	A	行政経営課	
	② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	60人	B	行政経営課	
	2 公民連携施設の法整備の導入に係進	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成					
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のPPP/PFIに対する理解の割合	38.8%	80.0%	A	行政経営課
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	—	80.0%	A	行政経営課
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進					
① 優先的検討方針に基づくPPP/PFI手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	16施設	A	行政経営課		
② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	—	R5年度中に適否を判断	A	スポーツ振興課		

※注1 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注2 「県のウェブサイト(「美の国あきたネット」等)」及び「ソーシャルメディア(ブログ、ツイッター、フェイスブック、動画サイト等)」の割合

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・  
資金不足比率（速報値）について

財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 4 決算	R 3 決算	R 4 - R 3
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※3カ年平均）	15.3%	14.9%	0.4%
	将来負担比率	244.6%	229.9%	14.7%
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

R 4 決算：15.3%（R 4：14.0%、R 3：17.8%、R 2：14.2%の平均値）

R 3 決算：14.9%（R 3：17.8%、R 2：14.2%、R元：12.9%の平均値）

〔参考〕 早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。



## 不動産取得税の課税期間の超過により課税できなくなった事案について

税務課

令和5年6月28日に報告した不動産取得税を課税できなくなった事案について、確定した件数及び税額並びに再発防止策は次のとおりである。

### 【件数及び税額について】

#### 1 件数及び税額

	件 数	税 額
6月28日（精査中）	73件	2,306千円
7月6日（確定）	71件	3,224千円
増 減	△ 2件	+ 918千円

#### 2 増減の理由

##### (1) 件数について

- ・ 精査中の段階では保留地予定地の売買契約日から5年経過したものを集計したが、土地の取得日となる引渡日を調査したところ、課税できる期間内（取得日から5年以内）のものが2件含まれていたため、それらを除外した結果、減となった。

##### (2) 税額について

- ・ 精査中の段階では保留地予定地の近隣地域における直近の不動産取得税の課税実績を基に税額を算出したが、土地を取得した年の固定資産課税台帳の価格に基づき、本来課税すべき税額を再計算した結果、増となった。

## 【再発防止策について】

### 1 県においては、事業の施行者等に対して保留地予定地の取得情報の提供依頼を確実に行うよう、研修等を通じて職員に徹底する。

#### (1) 職場研修の実施等（総合県税事務所）

##### ① 職場研修の実施

- ・ 毎年度、不動産取得税の担当者に対して、保留地予定地の課税等に関する研修（今般の期間超過の発生原因、再発防止等を含む。）を実施する。

##### ② 管理リスト（以下「リスト」という。）の作成

- ・ 施行中の事業に係る保留地予定地のリストを作成し、担当者及び管理監督者において共有する。
- ・ 担当者の異動等の際は、リストの引き継ぎを確実に行う。

#### (2) 保留地予定地の調査（総合県税事務所）

- ・ 毎年度、建設部都市計画課に対して、事業の施行状況を確認し、施行中の事業については、施行者等に対して保留地予定地の有無を調査する。
- ・ 保留地予定地がある場合は、施行者に対して売却状況等を調査し、リストに記載する。

#### (3) 保留地予定地の課税（総合県税事務所）

- ・ 調査等により売却済みの保留地予定地があることを把握した場合は、関係市町村に対して固定資産課税台帳に登録された保留地予定地の価格を照会し、速やかに不動産取得税を課税する。
- ・ 課税履歴をリストに記載し、所有権移転登記後に再度、課税しないよう留意する。

**2 市町村に対しては、地方税法の規定に基づき、保留地予定地については、換地処分前であっても、取得の事実を把握した段階で県へ通知するよう再度徹底する。**

(1) 通知の発出（税務課、総合県税事務所）

- ・ 市町村に対して、保留地予定地の取得の事実を把握した場合においても、県へ通知する必要があることを改めて通知する。
- ・ 年度当初に市町村あてに発出している依頼文書（「土地（建物）登記済通知書の県への通知について」）においても、この点を明確化する。

**3 不動産を取得した者に対しては、不動産取得申告書を市町村を通じて提出するよう周知を図る。**

(1) ウェブサイト等による周知（税務課）

- ・ ウェブサイト（美の国あきたネット）、チラシ等による広報のほか、宅地建物取引業者等の業界団体に対して、取得者への申告義務の周知について協力を要請する。

(2) 施行者からの周知（総合県税事務所）

- ・ 調査等により保留地予定地があることを把握した場合は、施行者に対して、取得者への申告義務の周知について協力を要請する。